認識の階層構造について、

梁 吉 貴

一 認識の階層とは

次の三段論法の例を見よう。

「人」は類的概念である。 (2)

故に、山田さんは類的概念である。 (3)

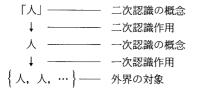
この三段論法において,文(1)と文(2)の二つの前提には,別々に見ると誤りがない。しかし,文(3)「山田さんは類的概念である」という結論は,疑いなく誤りである。しかし,この三段論法は形式において三段論法の規則に全く合うように見える。では,誤りは一体どこにあるかが問題になる。

それは、「山田さんは人である」と「「人」は類的概念である」という二つの前提の中の、二つの人という概念は、文字には区別がないけれざも、認識の階層において、違うということである。いわば前者は対象概念であるが、後者はメタ概念である。文(1)「山田さんは人である」において、もし客観世界に実在する山田さん本人を、文の中の「山田さん」という文字に置き換えるならば、この文は依然として正しい。つまり、この文の中の「人」という文字が、概念として指示する対象は、客観世界に実在するものである。それ故に、それは対象概念といわれる訳である。しかし、文(2)「「人」は類的概念である」において、もし客観世界に実在する人間(誰でもよい)を、文の中の「人」という概念に置き換えるならば、文はただちに誤りになってしまう。つまり、この文の中の「人」という文字が概念として指示する対象は、客観的な対象ではなくて、客観的な対象を指示する対象概念である。すなわち、文(2)にある「人」という概念は、文(1)にある「人」という対象概念を指示するものである。概念を指示する概念であるので、メタ概念といわれる訳である。

もちろん、対象概念としての「人」とメタ概念としての「人」とは、文字から見れば同じであるが、しかし厳密に区別しなければならない。区別しなければ、前にあげた三段論法の例のような誤りがでてくるのである。そして、多くの重要な論理のパラドックスと意味論のパラドックスは、実は、このような区別すべき概念を混同したことによって生じたものである。概念は人々の認識の中の基本的な構成単位であるが、概念を形成することは人々の認識作用(アクション)の一部分となる。対象概念は、ただ外界の対象を認識するものであるが、これに対して、メタ概念は外界の対象についての認識を認識するものである。したがって、はっきり区別するために、小論では一応対象概念を形成する認識作用を

一次認識といい、これに対して、メタ概念を形成する認識作用を二次認識ということにする。このような一次認識と二次認識とのあいだには、階層的関係がある。一次認識としての概念、つまり対象概念は、外界の対象にとって、認識作用の主体であるが、二次認識としてのメタ概念にとっては、認識作用の対象となる。

明瞭にするために、外界の対象と、一次認識の概念と、二次認識の概念とのあいだの関係を、次のように図式化しょう。



このような認識の構造を, 階層構造ということにする。

認識において、階層構造をもつものは、決して概念だけではなくて、認識の全体もそう なのである。次の二つの疑問文を見よう。

この二つの疑問文において、問題(1)に答えることは、直接に外界の事態(テーブルがあるかないか)について認識することである。もちろんこれは一次認識である。これに対して問題(2)に答えることは、テーブルがあるという認識を検討して認識するものであるので、二次認識である。容易にわかるように、この問題(2)は、哲学的問題である。

二 二種類の階層

以上に述べた階層と性質が異る階層がある。次の三つの命題を見よう。

簡単にするために、この三つの命題を、以下の式で表わすとしょう。

$$\textcircled{+}\textcircled{+}\textcircled{-}\textcircled{-}\textcircled{-}\textcircled{-}\textcircled{-}\textcircled{-}\textcircled{-}$$

$$2 + 2 = 4$$
 (2)

これらの三つの命題の中で、最も具体的なものは命題(1)であって、それが命題として言及するものは、ただ四つの林檎である。命題(2)は命題(1)よりも抽象的であり、命題として言及するものは、四つの同じ任意のものである。その意味範囲の普遍性の程度は、命題(1)より高い。さらに命題(3)は、命題(2)よりも一層抽象的なものになって、命題として言及するものは、任意の一定量であって、その意味範囲の普遍性の程度は、命題(2)よりも高い。

命題は認識を表わすものである。命題(1), (2), (3)が表わす認識は、普遍性の程度(以下普遍度という)から見れば、違う階層にあるものである。このような階層は、一次認識と

二次認識のような階層ではない。区別するために、このような階層を普遍性の階層という ことにするが、これに対応して、一次認識と二次認識とのような階層を反省の階層という ことにする。

この普遍性の階層というものは、認識において、いたるところに存在する重要な関係であり、いわば認識全体を貫く重要な構造となる。次の三段論法の実例と、三段論法の式との関係を見よう。

山田さんは日本人である。

日本人は黄色人種である。

故に山田さんは黄色人種である。

という三段論法の実例と,

任意の言明文P、 q, rについて,

$$((p \rightarrow q) \land (q \rightarrow r)) \rightarrow (p \rightarrow r)$$

という式との間の関係は、普遍的階層関係(普遍性の階層の関係)である。なぜならば、 三段論法の実例では、言及されたものがただ山田さんと日本人と黄色人種の三つの事物で あるが、式では、言及されたものは、この規則に合うすべてのものである。つまり、式の 方は意味の普遍度が高い。

記号論理学において、メタ言語に取り込まれた対象言語の原始記号としての、文変項 P、Q、r などと、メタ記号としての式変項 A、B、C などとの間にも、普遍的階層関係がある。さらに、記号論理学の定理と、メタ定理といわれる公理との間の関係も、普遍的階層関係である。たとえば、

定理 $(\sim p \rightarrow \sim q) \rightarrow (q \rightarrow p)$

と公理 (~A→~B) → (B→A)

との間の関係は、普遍的階層関係である。つまり、後者は前者より意味範囲の普遍度が高い。

普遍的階層構造の基本的な性質としては、高い階層にある認識がより普遍的なものであり、あるいはより一般的なものである。言いかえれば、普遍的階層関係は、普遍度における類的昇級である。これに対して、反省的階層構造の基本的性質としては、高い階層にあるものは認識を認識するものであって、同質作用の同方向昇級である。すなわち、もとの認識作用における主体となるものは、さらに新しい認識作用の対象とされるが、この新しい作用は、もとの認識作用と同じ性質のものである。故に、同質作用の同方向昇級という。

例をとってみよう。一次認識としての「人」という概念は、外界に存在する人間を指示する主体である。つまり、概念が対象を指示する作用において、客観的外界に存在する人間は対象となるが、「人」という概念は主体となる。さて、この一次認識としての「人」という概念は、さらに新しい認識作用において対象とされるが、この新しい認識作用はやはり概念が対象を指示する作用であるので、二次認識作用というべきである。この二次認識作用における主体は、二次認識としての人という概念である。こうして、まず客観的外界に存在する人間から、この人間を指示する「人」という概念へ、さらにこの「人」という概念から、これを指示するもう一つの「「人」という概念」という高階層概念へ、とい

うふうに、認識作用の昇級は、同質作用の同方向昇級としてあるのである。このように昇級して行けば行くほど、より反省的な認識となる。それ故、このような認識作用の昇級は、 反省的な昇級と言えるであろう。

もともと階層と言われるものは、普遍的階層と反省的階層との両方を、曖昧な形で含ん でいる。この反省的階層を、普遍的階層から分離し区別することは、非常に重要なことで ある。たとえば、「形式」、「内容」、「抽象」、「人類」などあらゆる概念をまとめるならば、 概念という類になる。つまり、「形式」などの概念は、「概念」という類にはいる個体的概 念である。これらの個別的概念から、この類への認識作用の昇級は類的昇級であって、個 別的概念と類概念との間の関係は普遍的階層関係である。「概念」という類概念は,「形 式」などの個別的概念より,高い普遍的階層にある。つまり個別的概念の類は個別的概念 ではない。だからこそ,あらゆる個別的概念からなる類そのものは,個別的概念としてそ の類に入れない。これは、認識の秩序を混乱させないために、公理として認められるべき ものである。しかし,「概念」というもの自身もやはり概念であるので,「概念」は概念の 類に入るべきである,という説がある。周知のように,この説は集合論及び数字的論理学 に重大な影響を及ぼした。しかし,この説には重大な錯誤がないであろうか。実は,「「概 念」というもの自身は,やはり概念である」と言う場合に,前者と後者との二つの概念と いわれるものの間の関係は,個体と類との関係,つまり普遍階層的な関係ではなくて,一 次認識と二次認識の関係,つまり反省的階層関係である。なぜかというと,「概念」がや はり概念であるという主張は、決して類としての概念がやはりこの類の個体としての概念 であると述べているのではなくて、「あらゆる個体概念からなる類を指示する主体を指示 するならば,それは「概念」という概念である」と述べている訳である。「形式 | などの、 あらゆる個別的概念からなる類の要素は,一次認識作用において,指示される対象であり, 類の名前としての概念は,指示する主体である。「この「概念| はやはり概念である| と いう認識は,一次認識の主体を認識するものであるから,二次認識となる。前者としての 「概念」は対象概念に属するが、後者としての「概念」はメタ概念に属する。

「概念というもの自身はやはり概念である」という文は、曖昧な文であり、混乱をおこしやすいものである。この文を使用してもよいが、明確にしなければならないことは、「概念」という類自身が、この類に属する個別的概念の一つであると主張しているのではない、ということである。つまり、普遍的階層構造において、高い階層にあるものが、より低い階層に入ることができると言っている訳ではないのである。

三 階層律

以上に述べたことを綜括すると、次の二つのことになる。

- 一)人間の認識作用には、階層構造がある。そして、階層構造は普遍的階層構造と反省的 階層構造という二種類に分かれる。
- 二)普遍的階層構造においては、高い階層にあるものが、低い階層にあるものになることはできない。例えば、幾つかの個体を元とする類は、自身の元となることはできない。これは、重要な階層秩序の法則として認められなければならない。

さて,反省的階層構造において,高い階層にあるものが,より低い階層にあるものになることはできるだろうか。

認識作用の反省的階層構造においては、主体と対象が同じ文字通りの概念で表示されるが、主体と対象は同一体ではない。主体は同一の作用の対象となることはできない。どの認識であれ、自身が自身を取り扱うことはできない。たとえば二次認識の人という概念は、同時に、自身によって指示される対象となる一次認識の人という概念とされてはならない。つまり、反省的階層構造と普遍的階層構造の両方ともが、階層秩序の法則に合致するのである。この階層秩序の法則は、同一律と同じように、一つの公理として認められるべきであると思われる。小論では、この法則を一応階層律ということにする。

以上に述べたことは、認識における階層構造であるが、階層構造はただ認識の中にのみあるわけでなくて、客観的外界にもある。たとえば、二つの林檎プラス二つの林檎イコール四つの林檎という事実と、二つの任意なものプラス二つの同じものイコール四つの同じものという事実との間の関係は、普遍的階層関係である。ところで、客観的外界に、反省的階層構造があるかどうか。もしあるとすれば、階層律に従うかどうか。次の六つの例を見よう。

- 1 もしあらゆる鎌の柄が鎌で削って作ったものであるとしても、どの鎌も自身の柄を削って作ることはできない。つまり、柄を削って作る作用において、主体の方は同次作用の対象となることができない。もちろんこの主体としての鎌は、やはり別の鎌で作ったものではあるが、この主体としての鎌を作る作用はもとの作用にとって、二次作用である。別の鎌は、鎌を作る作用の系列において、もとの主体より高い階層にある。この階層では、もとの主体が同じ性質の作用の対象にされるのであるから、同質作用の同方向昇級である。したがって、この階層は反省的階層である。この反省的階層構造において、主体が同次作用の対象とされることはなく、つまり、階層律に従っている。
- 2 あらゆる発電機が電動機になることは可能であるとしても、どの発電機も、発電しながら自分自身を電動機として動かすことはできない。つまり、電気で電動機を動かす作用において、主体はそれ自身の作用の対象となることはできない。
 - 3 どの鏡でも、自身が自身を映すことはできない。
- 4 コンピューターは、自身の仕事がコンピューターの仕事であると判断することはできない。
 - 5 数学的帰納法で、帰納原理を証明することはできない。
 - 6 矛盾のない公理体系は、体系の中で自身の無矛盾性を証明することはできない。
- このような例を挙げるならば、限りがない。これらのことが、立証するのは、客観的世界の事物でも、自身が自身を取扱うことはできない、ということである。

ここで、一つの内包対応規則が認められなければならない。と言うのは、「自身」と言うものの内包(意味)の範囲は、作用に対応しなければならない、ということである。たとえば、次のような考えがあるかもしれない。発電機はやはり自身の動力輸入軸が自身のコイルを動かすので、発電機は自身が自身を動かすことができる。——この考えは内包対応法則に合わない。なぜなら、この考えでは、動かす作用の主体と対象とされるものは、

電動機の違う性質をもつ二つの部品であるからである。電動機の動力輸入軸が電動機のコイルを動かす事態を、電動機自身が自身を動かすという言葉で言い表わすならば、「自身」という概念の内包は、動かす作用の主体と対象となるものの内包に対応しなくなってしまうのである。したがって、断定的に言うならば、内包対応法則に合うかぎり、上の六つの例が立証した「自己を取扱うことはできない」という階層律に背く例はないことになる。公理とは、結局のところ経験にもとづくものである。経験的に見られる一切の事象が立証し、かつ、人間の理性に背かない法則は公理になり得るのではないか。そうであるとすれば、階層律は公理になり得るであろう。

認識作用と客観的外界の作用とは、同型のものであり、両者は作用(アクション)世界の二分野であると言える。したがって、認識作用は階層律に従うのである。すなわち、どの鎌でも自身の柄を削って作ることができないという事態と同様に、どの認識も自身を同次認識作用の対象とすることができないのである。

四 階層構造及び階層律の視点から哲学的問題を考察する可能性

階層構造及び階層律というものは、実は、客観的外界をも認識世界をも作用世界として扱い、この作用という視点から、新しい世界の一つの秩序を示唆するものである。この階層構造及び階層律の視点から、哲学的問題を検討すれば、多くの問題において新しい考え方ができるのではないか、という見通しが得られる。その具体的内容を小論において詳述することはできないが、ここでは筆者の今後の研究の一つのプログラムの要約として、次の二点を指摘しておこうと思う。

1) 論理的パラドックスと意味論的パラドックスについて

現代哲学において、ラッセルの集合論のパラドックス、及び数多くの意味論的パラドックスは、哲学、就中科学哲学の重大な難問となった。ラッセルの集合論のパラドックスには、数学及びすべての厳密科学について、その基礎から生じた危機であると言われるほどの重大な意味がある。そして、「パラドックスは解消できないものであり、その存在は論理な予盾が合理的なものであることを立証し、弁証法の対立・統一説の正しさを立証した」という主張さえもある。しかし、これらのパラドックスを厳密に分析するならば、それらが階層を混同することによって生じたものであり、存在の理由がないことが判明する。階層構造及び階層律の視点から、このことを明らかにし得るパラドックスには、1、「他及的」(heterological)パラドックス、2、ベリーの定義のパラドックス、3、嘘つきのパラドックス、4、ラッセルの集合論のパラドックス、がある。

2) 哲学の高階性について

哲学的問題には一般に特別の難しさがあるが、その理由は、哲学の高階層性にあると考えることができる。哲学的問題は、大別すると、高普遍的階層問題と、高反省的階層問題との二種類に分かれる。高普遍階層問題としての哲学問題の特徴は、その概念が高い普遍階層にあることである。「物質」「精神」「有」「無」「存在」「認識」「内容」「形式」等の哲学概念は、すべて、或る具体的事物あるいは局部にのみ言及するものではなく、一切に及び且つ世界全体を貫くものである。一方、哲学的問題の根本的主題である、認識論と存在

論とは、高反省的階層問題としての哲学の特徴を示す。認識論の問題が高反省的階層問題であることは、言うまでもない。しかし、存在論の問題も、直接には存在一般を対象としながらも、結局は認識そのものにさかのぼらなければならないのである。このことは、デカルトが自らの形而上学を、「われ思う、故にわれ有り」から出発することによって、基礎づけたことに明らかに示されている。しかも、デカルトが普遍的懐疑から「われ思う、故にわれ有り」を導くことができたのも、彼の学説が階層的秩序の法則に合致しているためであると考えられる。このように、この高反省的階層認識を行い、同時にそれが依拠する階層律の認識へと至るところに、哲学という学問の本来の意味があるのではないか、と考えられるのである。

〔中国社会科学院研究員〕